

平成28年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成28年度定期監査(3)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成28年5月17日から同年7月6日までの間において実日数5日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成28年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成27年度の土木工事が、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は、遵守されているか。

ウ 学校児童(生徒)・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア (仮称)練馬区立中里郷土の森緑地整備工事

[練馬区大泉町一丁目51番]

イ 道路整備工事(江古田A-4路線)

[練馬区小竹町一丁目、旭丘二丁目地内]

ウ 練馬区立電車の見える公園拡張整備工事

[練馬区北町一丁目38番地内]

エ 橋梁修繕工事(中之橋)

[練馬区練馬四丁目地内]

(5) 監査対象部課

環境部みどり推進課

都市整備部東部まちづくり課
土木部道路公園課
土木部維持保全担当課
土木部計画課

- 2 監査の結果
適正に行われていた。